



マイナンバーカードの新規申請者に ギフト券を進呈します

本市では、令和4年10月3日以降に初めてマイナンバーカードを申請する方に、買い物などに使用できるギフト券を贈呈します。



マイナンバーカードを申請してギフト券をゲットしよう!

対象 マイナンバーカードを初めて申請する鈴鹿市に住民登録がある方で、右記申請方法で、マイナンバーカードを郵送で受け取る方法で窓口申請された方
※申請時に本人確認書類がそろっていない方、郵送申請やスマートフォンなどからウェブ申請などで申請された方は、対象外となりますので、ご注意ください。

贈呈期間 10月3日(月)～

令和5年3月31日(金)

贈呈するギフト券 JCB

ギフトカード2,000円分

(1,000円分×2枚)

対象人数 1万5,000人(先着順)



マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードを申請したい方は、次の方法でご申請ください。

※後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します。

とき・ところ

○戸籍住民課15番窓口

(平日8時30分～17時15分)

○鈴鹿市マイナンバーカードセンター

(鈴鹿ハンター2階 鈴鹿市算所2-5-1)

(平日(水曜日を除く)10時～18時、土・日曜日9時～17時)

※第1・第3土曜日とその翌日(日曜日)、祝日は除きます。

持ち物

通知カード(個人番号通知書)

住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

本人確認書類 Aの中から1点+ Bの中から1点

A顔写真貼付のもので、最新の情報が記載されているもの(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、在留カード、身体障害者手帳など)

B「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの(健康保険証、介護保険証、各種年金証書、学生証など)で、有効期限内の原本に限ります。

※15歳未満の方や成年被後見人が申請される場合は、法定代理人(親権者、成年被後見人)と一緒にお願いします。両者の本人確認が必要です(例 子:保険証+母子健康手帳、親権者:運転免許証)。

マイナンバーカードでくらしが便利に

マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書により、主に次のサービスが利用できます。

○マイナポータルにログインできる

○コンビニエンスストアなどの店舗で、各種行政証明書が発行できる

○新型コロナウイルスワクチン接種証明書の電子交付が利用できる

○健康保険証として利用できる

※詳しくは、戸籍住民課へお問い合わせください。

カードの紛失や盗難の場合は

24時間365日体制で一時利用停止が可能です。暗証番号を一定回数間違えると、機能がロックされます。不正にカードの情報を読み取ろうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

